

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

九州（佐賀）国民年金 事案 2811

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年3月まで

私は、国民年金保険料を全て納付していたと思っていたが、年金事務所で確認したところ、申立期間に係る保険料が未納とされていた。申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、最初に国民年金保険料を納付した日付は昭和61年6月25日であることが確認できることから、申立人は、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、程なく国民年金の加入手続を行ったと推認でき、それ以降、申立期間を除き保険料の未納は無く、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、申立期間に係る保険料を納付していることから、申立人についても、当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 52 年 2 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A 社（後の、B 社。以下「申立事業所」という。）に入社し、申立期間当時は同社 C 事業所に勤務していた。

申立期間に係る給与明細書等は所持していないが、厚生年金基金の加入員記録が有り、厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所が加入していた D 厚生年金基金が提出した加入員番号払出簿及び企業年金連合会が提出した厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が申立事業所において、昭和 52 年 2 月 15 日に厚生年金基金加入員の資格を取得し、同年 8 月 1 日に同基金加入員の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、D 厚生年金基金は、申立期間当時、社会保険関係の届出については、複写式の届出用紙を使用していた旨回答しており、厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届について申立事業所は、同基金と社会保険事務所の双方に同じ記載内容のものを提出していたことが推認できる。

加えて、D厚生年金基金が提出した前述の払出簿により、申立人と同日付けで加入員番号が払い出されている者が4人（申立人を除く。）確認できるところ、当該4人には申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方で、申立人の厚生年金保険の被保険者記録のみが欠落していることは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年2月15日に申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が提出した厚生年金基金加入員台帳の記録により、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 7 月頃に国民年金の任意加入手続を行ってから、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間となっている。

昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料については、58 年 4 月 25 日に 6 万 8,225 円納付したことを記入した家計簿がある。また、59 年 4 月以降の保険料も全て納付していたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す資料として家計簿の写しを提出し、当該家計簿の 58 年 4 月 25 日の収入欄における「68225」の記載は、金融機関の口座から 6 万 8,225 円を引き出し、同日に当該期間に係る保険料を前納した金額を記載したものである旨主張しているものの、当該金額は、昭和 58 年度に係る前納保険料及び前納保険料に付加前納保険料を加えた金額とは相違している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳、申立人が提出した年金手帳等により、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日付けで国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、その後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）国民年金 事案 2813（大分国民年金事案 519、628 及び 836 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 41 年に A 市に転入した際に国民年金に加入したが、数か月後に、地区の婦人会の役員が来て、「市から依頼された。」と言って、申立期間の国民年金保険料を過去に遡って数千円請求された。当時は大金だったのですぐには払えなかったが、後日、お金を工面して一括して婦人会の役員を通じて納付した。

このことについて、3 回にわたり年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められず納得できない。

今回、昭和 41 年 3 月に A 市に転入していることが分かる、同月分の家賃の領収が確認できる通い帳が見付かったので、再度調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 41 年 10 月時点では、申立期間の大部分は過年度となるが、A 市は、「申立期間当時、婦人会では、現年度の国民年金保険料のみを徴収し、過年度納付及び特例納付の保険料は取り扱っていなかった。」と回答していること、ii) 41 年は特例納付の実施時期でないこと、iii) 申立人が所持している国民年金手帳保管証には、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載及び事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき平成 21 年 5 月 15 日付け、同年 12 月 18 日付け及び 23 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A市への転入時期について、住民票では昭和41年4月1日とされているが、同年3月に転入していることが分かる家賃の通い帳が見つかったので、再度調査をしてもらいたい旨主張している。

しかしながら、申立人が提出した家賃の通い帳には、昭和41年3月分の家賃の記載と領収印が確認できるのみであり、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料とは認め難い。

また、申立人から申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる新たな供述は無く、ほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月から59年3月までのうちの2年間
私が24歳の頃（昭和56年頃）、母から、A市B区役所から国民年金に未加入であるとの通知があったと言われ、同区役所に出向き加入手続を行った。

その際、職員から国民年金保険料は2年間分を遡って納付できると説明を受けたことから、前述の加入手続を行ってから間もなくして、2年間分の保険料をまとめて納付した。

私の年金記録を見ると、昭和52年11月から59年3月までの期間が未納とされているが、前述のとおり、遡って2年間分の保険料をまとめて納付したので、私が保険料を納付した期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳の頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和60年7月頃に職権適用を契機として払い出されており、申立人が20歳に到達した52年*月に遡って被保険者資格の取得処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、加入手続を行ってから間もなくして国民年金保険料を2年間分遡って納付したのは1回限りであると主張しているところ、申立人に係るA市B区の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されている上、申立期間直後の昭和59年4月から61年3月までの2年間分の保険料を同年5月に納付した記録が確認できる。

このことから、申立人が記憶している2年間分の保険料の納付時期は、前

述の申立人に係る記号番号の払出時期及び保険料の納付記録から、昭和 61 年 5 月と考えるのが自然であり、当該納付時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対し別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。